

質 問 回 答

2018年7月9日

「【案件名】」キューバ国全国運輸マスタープラン策定プロジェクト
(公示日：2018年6月27日 / 公示番号：180177) について、質問の回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	「第2 業務の目的・内容に関する事項」 「6. 業務の内容」および「第3 業務実施上の条件」「6.現地再委託」	「第2 業務の目的・内容に関する事項」6. 業務の内容」の「(4)CIMAB と共同での運輸交通インフラや機材設備にかかる調査の実施、インベントリー作成と現況分析」について、現地再委託で実施するとは記載されていません。 しかし、「第3 業務実施上の条件」「6.現地再委託」にはインベントリー調査が記載されていますが、本文には金額が記載されていません。 インベントリー調査は再委託に含まれるという判断で良いのでしょうか？また、交通調査にかかる費用(4,120万円)に含まれているのでしょうか？	インベントリー調査は、再委託は行わず、調査団が CIMAB と共同で実施することを想定しています。よって、「第3 業務実施上の条件」「6.現地再委託」に記載されている「・全国運輸交通セクターに係るインベントリー調査」を削除致します。

2	<p>「第9 プロポーザルの評価基準」「1 プロポーザルの評価基準」「1) 評価対象とする業務従事者の担当分野」</p>	<p>「第9 プロポーザルの評価基準」「1 プロポーザルの評価基準」「1) 評価対象とする業務従事者の担当分野」にある「運輸交通調査/需要予測」と「第3 業務実施上の条件」「2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)」「(2)業務従事者の構成(案)」の「4) 運輸交通調査・データ分析/需要予測」と名称が一致していません。</p> <p>また評価対象でありながら4号というのは等級が低くないでしょうか？</p>	<p>「第9 プロポーザルの評価基準」「1 プロポーザルの評価基準」「1) 評価対象とする業務従事者の担当分野」に合わせ、「第3 業務実施上の条件」「2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)」「(2)業務従事者の構成(案)」を下記の通り変更します。</p> <p>【変更点1】 (変更前)「4) 運輸交通調査・データ分析/需要予測」 (変更後)「4) 運輸交通調査/需要予測」</p> <p>【変更点2】 (変更前)「5) 社会経済フレームワーク/経済・財務分析/事業評価」 (変更後)「5) 社会経済分析」</p> <p>また、業務従事者「運輸交通調査/需要予測」の格付けについては、検討の結果以下の通りに変更します。</p> <p>(変更前)4号 (変更後)3号</p> <p>この格付け変更に伴い、プロポーザル提出の締め切りを1週間延ばし、2018年7月27日12:00までとします。</p>
3	<p>業務指示書 p7、第3 業務実施上の条件 p1</p>	<p>それぞれに記載されている業務従事者の担当分野の名称が異なります。正しい分野名をご教示ください。</p>	<p>質問2に対する回答の通りです。</p>

4	<p>第2 業務の目的・内容に関する事項 p7 6.業務の内容(2) 2) 「環境社会配慮に係る情報収集にあたっては現地再委託を可とする」 および p7 6.業務の内容(3) 「運輸交通セクターの実態調査は現地再委託を認める」</p>	<p>それぞれの再委託先はどのような組織を想定していますか。</p>	<p>詳細計画策定調査報告書の記載内容をご確認ください。大学による実施等を想定しております。</p>
5	<p>p10 (5)全国運輸交通マスタープラン(2030)の策定 4)「官民の取り組み」</p>	<p>「官民の取り組み」の「民」はもっぱら外国私企業を意味しますか。</p>	<p>「官民」は、キューバ政府機関、国営企業(最近は独立採算制となっているところも多い)、外国私企業などを想定しています。状況の変化があった場合、もしくはそれが将来的に想定される場合には、キューバ国内私企業を検討に含める必要が出てくる可能性もあります。</p>
6	<p>全体</p>	<p>Minutes of Meeting 12 Undertakings of the cost sharing for necessary activities of the Project, including JCC, WG, stakeholder meetings and site visits. キューバ側で予算化されていない費用(現地調査のための旅費、日当)について JICA が負担するとあるが、この費用は業務指示書のどの費用に含まれるのでしょうか?</p>	<p>カウンターパート機関の MITRANS 及び CIMAB は一定額の旅費・日当の予算を確保しているものの、それを超える予算の確保は今年度については難しいと聞いています。ついては、キューバ側の支出が想定を超えた場合は、JICA 側(本契約)での増額契約変更による支払いを検討します。そのため、現時点では契約に計上いただく必要はありません。</p>